

奈良工業高等専門学校安全衛生委員会規程

平成16年4月 1日制定
平成30年3月27日改正

(設置・目的)

第1条 本校の教職員の健康及び安全に関する事項について調査審議し、安全衛生管理の円滑な推進を図るため、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第31号）第13条第1項及び奈良工業高等専門学校教職員安全衛生管理規程第10条に基づき、奈良工業高等専門学校に安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に掲げる目的のほか、教職員の健全な文化、教養、体育等の活動を通じて勤務能率の発揮、増進に資するため教職員のレクリエーションに関する事項について審議する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる教職員の健康及び安全に関する事項について調査審議する。

一 教職員の健康障害及び危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。

二 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生及び安全に係るものに関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、教職員の安全衛生に関する重要事項

2 委員会は、次の各号に掲げる教職員のレクリエーションに関する事項について審議する。

一 レクリエーションの趣旨の徹底及びその普及を図るために必要な広報活動並びにレクリエーションに関する助言及び指導に関すること。

二 レクリエーションに必要な施設及び用具、器財の整備に関すること。

三 レクリエーション行事の計画及び実施に関すること。

四 その他レクリエーションに関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 教務主事

二 事務部長

三 技術長

四 衛生管理者及び安全管理者

五 産業医

六 人事係長

七 その他安全衛生に関し経験を有する者のうちから、本校教職員の過半数代表者の推薦に基づき校長が指名した者 7名

2 前項第四号の安全管理者は、総務課長をもって充てる。

(任期)

第4条 前条第七号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、毎月1回以上開催するものとする。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

4 前3項にかかわらず、委員会は、第2条第2項に掲げる事項については、第3条第1項に掲げる者のうち委員長が必要と認めた者のみをもって、審議にあたらせることができる。

この場合、委員長は、委員長に代わり議長となる者を指名することができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会が定める。

(意見聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課で行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校職員レクリエーション小委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。